平成２８年（フ）第２４号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1797番地８　プリマカーサ203号
債務者　井上　弘志（旧姓熊谷・大久保）
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４８８号
相模原市中央区中央５丁目５番８号　フォレストガーデン102
債務者　平野　良子
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５号
相模原市中央区相模原４丁目７番22号　ファンエリゼ相模原403
債務者　廣井　基夫
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６号
相模原市中央区宮下本町１丁目43番32―103号
債務者　小林　央和
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目５番13―402号　リレント相武台
債務者　福田小夜子
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５２号
相模原市中央区田名2750番地１　メゾンカメリア101
債務者　柳澤　　淳
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５号
新潟県燕市南３丁目６番23号
債務者　目黒　和枝
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第８０号
名古屋市天白区植田山４丁目511番地　ガーデンハイツⅡ103号、従前の住所岐阜県恵那市長島町正家278番地34　南ヶ丘荘Ｃ号
債務者　渡辺由紀子
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字赤星裏4581番地の２　ギブリ千音寺103
債務者　櫨　　美希
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８号
名古屋市中川区戸田西３丁目1157番地　リバーサイド117　101号、従前の住所名古屋市中川区伏屋４丁目105番地の２　グラン・コート伏屋902号
債務者　渡邉　奈美（旧姓櫻井）
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８０号
名古屋市名東区延珠町601番地　ドミール高垣403号
債務者　松岡　響子
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６号
愛知県北名古屋市鍜治ケ一色東１丁目121番地、従前の住所愛知県一宮市あずら３丁目７番４号
債務者　山内　一秋
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５７号
名古屋市緑区神沢２丁目1701番地　サンモール神沢201号
債務者　門田　梨奈（旧姓服部・稲熊）
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２号
愛知県江南市宮後町砂場北３番地　クローカスⅠ105号
債務者　室屋　晶子
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５３号
愛知県江南市宮後町砂場北３番地　クローカスⅠ105号
債務者　室屋　　翼
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４号
京都府福知山市字長田2763番地の10
債務者　四方みどり
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係